

2025 年度 小樽商科大学 高等教育の修学支援新制度のしおり (日本学生支援機構給付奨学金家計急変採用 +授業料等減免)

《目次》

I. 「高等教育の修学支援新制度」の概要	・・・・・・・・ 2 ページ
II. 支援要件、支援区分及び支援内容	・・・・・・・・ 3 ページ
III. 申請手順	・・・・・・・・ 7 ページ
IV. 採用後の手続き	・・・・・・・・ 10 ページ

－ 注意事項 －

◆大学からの連絡について

受付後に書類不備や確認が必要な事項が判明した場合、CampusSquare に登録している連絡先へ、追加で書類の提出等を指示することがあります。そのため CampusSquare には常に最新の連絡先情報を登録いただくようお願いいたします。

また、以下の連絡先を事前に登録し、大学からの連絡には、速やかに対応してください。

(学生支援課学生支援係)

TEL : 0134-27-5245 E-Mail : g-shien@office.otaru-uc.ac.jp

申請受付後であっても、大学から追加で指示された書類を指定された期限までに提出しなかった場合や大学からの連絡に応じなかった場合は、書類不備として審査の対象から除外します。

また、提出書類の記載内容等が事実と異なることが判明した場合、減免等の許可を取り消すこととなりますので十分注意してください。※懲戒処分等の対象となる場合があります。

◆奨学金に関する問い合わせ先について

奨学金に関して質問等がある場合は、学生センター窓口（学生支援係）に直接申し出るか、本学 HP に設置している「お問い合わせフォーム」から質問してください。（本学では寄せられた質問を附番して記録保存し、順に回答を実施するため、直接上記 TEL・E-Mail への質問等には原則応じません。）

(在学生・卒業生等 お問い合わせフォーム)

<https://www.otaru-uc.ac.jp/inquiry/form/>

I. 「高等教育の修学支援新制度」の概要

- ・ 「高等教育の修学支援新制度」とは、文部科学省により 2020 年 4 月から実施されている制度です。
- ・ 本制度では、①日本学生支援機構（以下「機構」という）による給付奨学金の支給と、②授業料等の減免（入学料・授業料の減免や全額支援）の、2つの支援を受けることができます。
- ・ 本制度の対象は、機構の定める基準（学業・家計等）を満たす世帯の学生となります。機構が審査を行い、各学生に「支援区分」を定め、その「支援区分」に応じて給付奨学金や授業料等減免の内容（採否、金額等）が決定されます。
- ・ よって、授業料等減免の支援を希望し受けるためには、機構給付奨学金の支給を望まなくても必ず、大学への授業料等減免の申請だけでなく、機構給付奨学金への申請（又は既に採用者であること）が必要となります。
- ・ なお、2025 年 4 月から、従来の支援内容に加えて、制度に「多子世帯の大学等授業料等無償化」が拡充されました。授業料等全額支援のみを希望し給付奨学金が不要であっても、機構給付奨学金へ申請し奨学金給付額 0 円の給付奨学生になる必要があります。

【修学支援新制度に基づく入学料・授業料免除のしくみ(2020 年4月～)】

高等教育の修学支援新制度

2020年4月から新しい給付奨学金・授業料等減免制度がスタート！

対象になる学校は？

一定の要件を満たすことを国等が確認した
大学、短期大学、高等専門学校（4年・5年）、専門学校
に通う学生が支援を受けられます。



どんな学生が対象になるの？

要件を満たす学生全員が支援を受けられます。

世帯収入や資産の要件を満たしていること
住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯（※）

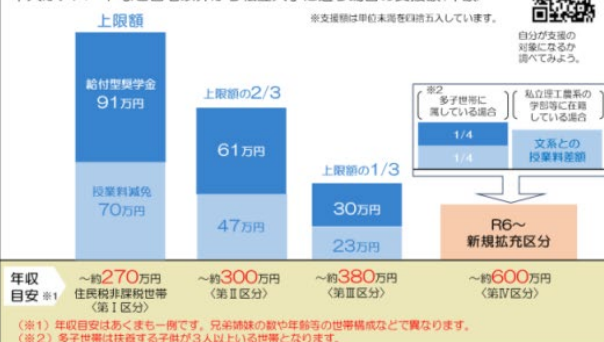
進学先で学ぶ意欲がある学生であること
成績だけで判断せず、レポートなどで学ぶ意欲を確認

将来、社会で自立し、活躍できるよう、しっかりと勉学に励むことが大切です

世帯収入によって支援を受けられる額が変わるの？

世帯収入に応じた4段階の基準で支援額が決まります。

4人家族（本人（18歳）・父（給与所得者）・母（無収入）・中学生）で、
本人がアパートなど自宅以外から私立大学に通う場合の支援額（年額）



給付型奨学金の支給額は？

第Ⅰ区分（住民税非課税世帯）の場合は、下記の額が支給されます。
（第Ⅱ区分、第Ⅲ区分の場合は、それぞれ第Ⅰ区分の額の2/3、1/3）

給付型奨学金の支給額（年額）		（住民税非課税世帯（第Ⅰ区分）の場合）	
区分		自宅通学	自宅外通学
大学・短期大学・専門学校	国公立	35万円	80万円
	私立	46万円	91万円
高等専門学校	国公立	21万円	41万円
	私立	32万円	52万円

※支給額は単位未満を四捨五入しています。



授業料・入学金のサポートは？

給付型奨学金の対象者は、授業料と入学金の減免を受けることができます。
（第Ⅱ区分、第Ⅲ区分の場合は、それぞれ第Ⅰ区分の額の2/3、1/3）

授業料等の免除・減額の上限額（年額）		（住民税非課税世帯（第Ⅰ区分）の場合）	
		国公立	私立
		入学金	授業料
大学	入学金	28万円	54万円
	授業料	17万円	39万円
短期大学	入学金	26万円	70万円
	授業料	17万円	62万円
高等専門学校	入学金	8万円	13万円
	授業料	7万円	16万円
専門学校	入学金	7万円	16万円
	授業料	7万円	59万円

※上限額は単位未満を四捨五入しています。



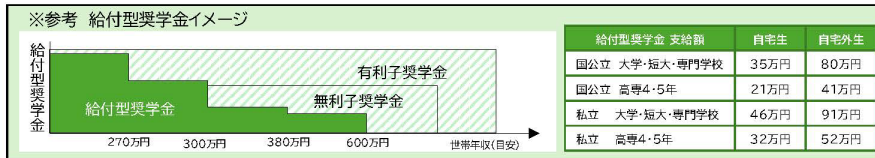
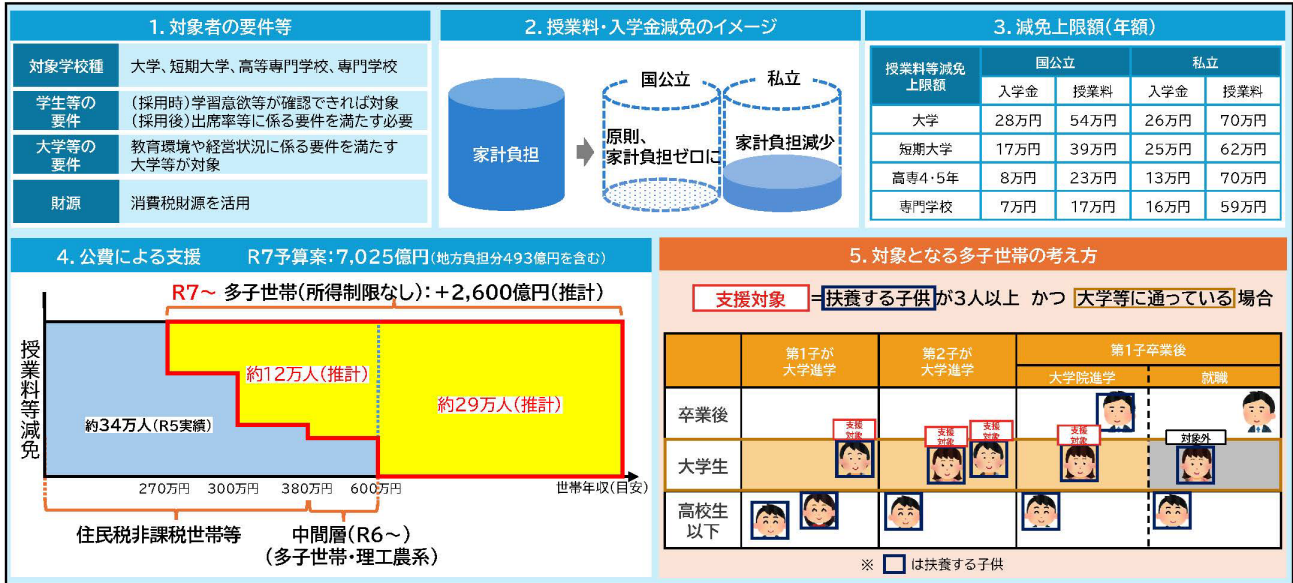
文部科学省特設ホームページ <https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>

令和7年度からの多子世帯に対する大学等の無償化について

こども未来戦略(令和5年12月閣議決定)に基づき多子世帯の学生等に対して大学等の授業料・入学金を、国が定めた一定額まで減額・免除する。

⇒高等教育費を理由として理想の数の子供を諦めることがない社会の実現に寄与。

※理想の子供数が3人以上の場合において、理想の数を諦める理由として、子育て・教育費を挙げる割合が顕著となっている。



こども未来戦略(令和5年12月閣議決定)抜粋

高等教育費により理想のこども数を持てない状況を払拭するため、**2025年度から、多子世帯の学生等については授業料等を無償とする措置等を講ずる**こととし、対象学生に係る学業の要件について必要ない見直しを図ることを含め、早急に具体化する。

令和7年度から、子供3人以上の世帯への大学等の授業料等の無償化を拡充します！ (「高等教育の修学支援新制度」の拡充)



開始時期	令和7年度～(入学生及び在学生) ※4年制の大学であれば、1年生だけでなく、2～4年生も対象となります。	所得に関する要件	所得基準 制限なし
支援対象	子供3人以上の世帯の学生	学業意欲・成績に関する要件	採用前 学修意欲があれば採用 採用後 学修意欲と成果を毎年確認
支援金額	授業料70万・入学金26万 (私立大学の場合、4年間で最大70万円×4年+26万円を支援) ※現金支給ではなく、各学校の授業料等が減額されます。	※「高等教育の修学支援新制度」における各要件の詳細やQ&Aについては、文部科学省ウェブサイトを確認	
申込手続	令和7年度入学後各学校窓口で (各学校を通じて、日本学生支援機構へ申し込みます) ※令和8年度進学予定の高校3年生から、令和7年度中に事前の予約申込が可能となります。	QRコード	

扶養する子供が3人以上の世帯が対象

※○が多子世帯の支援対象

- 3人以上を同時に扶養(経済的に支援)している間は、第1子から支援対象
- 第1子が就職するなど、扶養から外れた場合は支援対象外

税情報(マイナンバー)で扶養する子供の数を確認

マイナンバー

- 学生と生計維持者のマイナンバーを通じて、世帯で扶養する子供の数の情報を確認
- 子供の数の情報は、毎年12月31日時点の情報が基準

要件を満たした学校が対象

- 一定の要件を満たした学校が対象(大学・短期大学・高等専門学校(4・5年)・専門学校)

対象となる大学等の一覧はこちら

Ⅱ. 支援要件、支援区分及び支援内容

本学に在学している人で、以下の(1)から(5)のいずれにも該当する人が支援対象となります。全て満たしている方が申請できます。

本書類では給付奨学金制度の一部を抜粋して説明していますので、詳細は、本書類とともに配付している「**2025 年度奨学金案内ダイジェスト**」、機構 HP に電子版のみで掲載されている「**2025 年度在学者用給付奨学金案内**」（以下「案内」という）及び「**2025 年度在学者用給付奨学金案内（別冊）家計急変採用**」（以下「別冊」という）の各項目をご確認ください。

(1) 大学等への入学時期等に関する要件（該当しない人は申請できません）

「案内」をご確認ください。その要件の中で、「高等学校等を初めて卒業（修了）した日の属する年度の翌年度の末日から大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していない人」と定められておりますので、本制度では、大学院生や、3浪以上の学部生は対象外ということになります。

(2) 学業成績等に係る基準（該当しない人は推薦できません）

在籍年数	学業成績に係る基準
入学後1年を経過していない人 （主に1年生・編入生）	次の①～③のいずれかに該当すること。 ① 高等学校等における評定平均値が3.5以上であること、又は、入学者選抜試験の成績が入学者の上位1/2の範囲に属すること。 ② 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること。 ③ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること。 ※ ①、②に該当しなかった場合、申請後に別途③の学修計画書の作成・提出を求めることがあります。
入学後1年以上を経過した人 （主に2年生以上）	次の①、②のいずれかに該当すること。 ① GPA（平均成績）等が在学する学部等における上位1/2の範囲に属すること。 ② 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること。 ※ <u>採用基準となる GPA、修得単位数はともに「入学時から前年度（前学年）末までの累積」によって判定されます</u> 。 ※ 標準単位数以上でないことについて、災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められる場合には、修得単位数が標準単位数未満であっても、学修意欲を有することが確認できればこの基準を満たすことになります。 ※ ①に該当しなかった場合、修得した単位数が標準単位数以上であれば、申請後に別途②の学修計画書の作成・提出を求めることがあります。

(3) 家計に係る基準（該当しない人は採用されません）

あなたと生計維持者が、次ページの「収入基準」及び「資産基準」のいずれにも該当する必要があるあります。

(4) 在留資格等に関する要件（日本国籍でない場合）

外国籍の人は、在留資格等によっては申請できません。詳細は、「案内」をご確認ください。つまり、在留資格が「留学」の場合は申請できませんので、本制度において、私費外国人留学生は対象外ということになります。

とになります。

(5) 家計急変の事由（該当しない人は申請できません）

「別冊」にある A～E の事由に該当し、対応する証明書類を提出できる場合のみ、家計急変採用に申込みができます。家計急変の事由が発生したときから、原則として3か月以内に申請する必要があります。学生本人の病気など、やむを得ない事由により大学に来ることができず3か月以内に申請できない場合はご相談ください。

※既に給付奨学生である場合も、その後家計が急変したときは申請できます。「別冊」と「家計急変により支援区分の変更を希望する給付奨学生の皆さんへ」（日本学生支援機構 HP に掲載）を確認の上、手続きをしてください。

○支援区分と収入基準

家計急変採用の収入基準の判定方法は異なりますが、基準は在学定期採用と同じです。生計維持者の考え方を含めて詳細は、「案内」を確認してください。

支援区分	収入基準
第Ⅰ区分	あなたと生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること（支給額算定基準額の合計が100円未満） ・世帯（年収目安）：非課税世帯（～270万円）
第Ⅱ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円以上25,600円未満であること ・世帯（年収目安）：準非課税世帯（270万円～300万円）
第Ⅲ区分	〃 の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること ・世帯（年収目安）：準非課税世帯（300万円～380万円）
第Ⅳ区分	〃 の支給額算定基準額の合計が51,300円以上154,500円未満であり、多子世帯に属していること ・世帯（年収目安）：中間層（380万円～600万円）かつ多子世帯
（上記以外の）多子世帯	〃 の支給額算定基準額の合計が154,500円以上で収入基準外だが、多子世帯に属していること ・世帯（年収目安）：中間層以上（600万円～）かつ多子世帯

「多子世帯に属している」とは、以下のうちいずれか小さい方の数が原則として3以上であり、かつ、あなた自身が生計維持者に扶養されている子どもである場合をいいます。

- ・あなたが奨学金申込時（奨学生として既に採用されている場合には、在学中に申告したとき）に入力したあなたの生計維持者の扶養親族のうち、生計維持者の子どもに該当する者の数
- ・あなたの生計維持者全員の市町村民税情報における、扶養親族の数の合計

なお、第Ⅰ区分～第Ⅲ区分の収入基準にあって、多子世帯に属している場合は、支援区分の後ろに「（多子世帯）」が付いて表記されます。（例 「第Ⅱ区分（多子世帯）」）

申請前に、収入基準を満たすかどうか、以下の3通りの方法で確認しておくことをおすすめします。ただし、ご自身で試算された結果が支給の対象外であっても、実際の選考では対象となる場合もありますが、逆に支給の対象となるような試算結果となっても、実際の選考では対象にならない場合もあります。

(1) 「進学資金シミュレーター/奨学金シミュレーション」を使う（機構ホームページ）

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/document/shogakukin-simulator.html>

- (2) 市町村役場で取得できる課税証明書を使って自分で計算する
- (3) 「支給額算定基準額判定ツール」を使う（機構ホームページ）※入力にあたっては、課税証明書に記載されている数値に基づいて入力ください
- https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/kyufu/tekikaku_kakei/shienkubun.html

○資産基準

申込日時点のあなたと生計維持者の資産額の合計が 5,000 万円未満であること。詳細は、「案内」を確認してください。

○支援内容（原則修業年限の終期まで受けられます）

支援区分	給付奨学金（月額）		授業料等減免
	自宅通学	自宅外通学	
第Ⅰ区分 第Ⅰ区分（多子世帯）	29,200 円（33,300 円）	66,700 円	全額支援
第Ⅱ区分 第Ⅱ区分（多子世帯）	19,500 円（22,200 円）	44,500 円	3分の2支援
			全額支援
第Ⅲ区分 第Ⅲ区分（多子世帯）	9,800 円（11,100 円）	22,300 円	3分の1支援
			全額支援
第Ⅳ区分（多子世帯）	7,300 円（8,400 円）	16,700 円	全額支援
（上記以外の）多子世帯	支援なし		全額支援
支援区分なし	支援なし （不採用者及び採用後休停止中や廃止となった者は支援区分なしとなります）		減免なし

・多子世帯の場合、授業料等減免は全て「全額支援（＝全額免除）」となります。

・新たに給付奨学金に申し込む場合、申込時に「自宅外通学（＝あなたが生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のこと）」を選択し、既に自宅外通学している者であっても、当初は「自宅通学（＝あなたが生計維持者と同居している状態のこと）」の支給月額が振り込まれます。

自宅外通学の振込みは、自宅外通学証明書等を大学所定の期限までに提出し、機構にて不備なく審査終了した後になります。なお、審査終了後の奨学金振込日において「自宅外通学」が認められた月からの差額がまとめて振り込まれます。「案内」も必ずご確認ください。

※書類を提出してから機構での審査終了までに3か月程度かかります。

※「自宅外通学」が認められた月の振込額は「当月分」＋「これまでの差額」となります。

ただし、所定の期限までに不備のない書類の提出がなく、機構にて遅れて審査終了となった場合は、証明書等が機構にて不備なく受け付けされた月から自宅外月額に変更されます。

※自宅外通学証明書等の提出方法については、採用決定後の奨学金採用者説明会にてあらためて説明します。

・給付奨学金を受けている人が併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合、給付奨学金の支援区分に応じて第一種奨学金の貸与月額が調整されます（これを併給調整といいます）。

この場合、奨学金申込時に選択した月額から調整（減額又は増額）されることとなりますので注意してください（一定の期間0円となる場合もあります）。「案内」も必ずご確認ください。

支援区分	併給調整時の第一種奨学金貸与月額	
	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分（多子世帯含む全て）	0 円	0 円
第Ⅱ区分（多子世帯含む全て）	0 円	0 円
第Ⅲ区分	20,300 円（25,000 円）	13,800 円
第Ⅲ区分（多子世帯）	0 円	0 円
第Ⅳ区分（多子世帯）	0 円	0 円
多子世帯	300 円	6,300 円

・今後毎年度、給付奨学金受給者に対して実施される適格認定（家計・学業成績等）により、4月・10月から奨学金の支給が止まったり、10月に支援区分が見直されたりすることにより支援額（給付奨学金の支給月額と授業料等減免額）が変わることがあります。

※適格認定については採用決定後の奨学金採用者説明会にてあらためて説明します。現時点で認定の詳細を確認したい場合は[機構 HP](#)や「[案内](#)」を確認してください。

・生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活保護（扶助の種類を問いません）を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要としている人で児童養護施設等から通学し、「自宅通学」扱いの人は、[給付奨学金月額](#)、[併給調整時の第一種奨学金貸与月額](#)が各表の[カッコ内の金額](#)となります。

V. 申請手順

○申請の流れ（「[案内](#)」「[別冊](#)」の記載とは一部異なり、本学独自の流れがありますのでご注意ください。）

- （1）必要書類の事前準備
- （2）大学に事前相談・申請関係書類の受取
- （3）必要書類の準備
- （4）各種書類の記入
- （5）各種書類を大学へ提出、「識別番号（ユーザーID・パスワード）」の受取
- （6）スカラネット入力
- （7）スカラネット入力完了
- （8）インターネットによるマイナンバーの提出
- （9）「奨学金確認書兼地方税同意書」の郵送

（1）必要書類の事前準備

以下の書類を準備してください。

- ・家計急変事由に関する証明書類（「[別冊](#)」をご確認ください）
- ・家計急変者の収入証明書類（[事由 B・C・D に該当する場合のみ](#)。「[別冊](#)」をご確認ください）

（２）大学に事前相談・申請関係書類の受取

（１）の書類を用意したら、速やかに大学に申請の相談をしてください。給付奨学金（家計急変採用）への申請が可能な場合は、以下の書類を配付します。

＜申請関係書類＞

- ・「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（Ａ様式１）」（以下「認定申請書（Ａ様式１）」という）
- ・「**2025 年度奨学金案内ダイジェスト**」
- ・「スカラネット入力下書き用紙」（以下「下書き用紙」という）
- ・「奨学金確認書兼地方税同意書」のセット
- ・「給付奨学金（家計急変採用）確認事項提出書」

（３）必要書類の準備

申請関係書類を受け取ったら「給付奨学金（家計急変採用）確認事項提出書」を記入してください。また、事前相談の際に、大学から別途指示があった場合は、それに従って追加書類を準備してください。インターネットによるマイナンバーの提出に備え、自分と生計維持者のマイナンバーが分かる書類を用意してください。（生計維持者の分は、必ず許可を得たうえで受け取ってください。）

（４）各種書類の記入

「認定申請書（Ａ様式１）」、「下書き用紙」、「奨学金確認書兼地方税同意書」等に必要事項を記入し、作成してください。「認定申請書（Ａ様式１）」、「下書き用紙」について特に間違いが多い内容がありますので、下記の留意点に従って記入を進めてください。

「認定申請書（Ａ様式１）」については以下のとおり記入してください

【所属学部・学科等】→ 新入生：「商学部」

→ 在学生：「商学部〇〇学科」（〇〇に自身の学科名を入れること）

【希望する認定事由】

→ ２箇所のうち該当するもの全てに✓印を付けてください。よって、１つ又は２つの✓印が付くことになります。**自身の世帯が「多子世帯」に該当する者は事由欄の「多子世帯」にも必ず✓印を付けてください。**

【機構の給付型奨学金に関する情報】

→ これから在学採用の申込を行う者は、該当欄に✓印を付けるのみで、番号は記載不要です。

「下書き用紙」の「STEP3 ③あなたの在学情報」については以下のとおり記入してください

【(3) 学部（科）名】→ 「商学部」

【(9) 正規の修業年限】→ ４年〇か月

【(10) キャンパス住所】→ 〒047-0034 北海道小樽市緑３丁目５番２１号

【(11) **（生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している場合のみ）** 自宅外住所】

→ 「自宅外通学」となるあなたの現住所を記入・入力してください

※記入・入力するのは実家住所ではありません

(5) 各種書類を大学へ提出、「識別番号（ユーザーID・パスワード）」の受取

以下の書類を学生センター奨学金担当窓口へ、提出期限（後述のスケジュール参照）までに提出してください。その際、「下書き用紙」も持参してください。

- ・「認定申請書」
- ・「給付奨学金（家計急変採用）確認事項提出書」
- ・家計急変事由に関する証明書類
- ・家計急変者の収入証明書類（事由 B・C・D に該当する場合のみ。）

なお、「案内」「別冊」に記載されている【該当者のみ】の書類（外国籍、社会的養護を必要とする人、マイナンバーを提出できない人 等に係る書類）については、ご自身が提出対象となる場合に、別途、学生センター奨学金担当窓口へ相談してください。

提出が完了した者には、スカラネットによる申込み（インターネット入力）に必要な「識別番号（ユーザーID・パスワード）」を交付しますので、持参した「下書き用紙」にご自身で転記して持ち帰っていただきます。

(6) スカラネット入力

提出期限（後述のスケジュール参照）までに、スカラネットにより入力を行ってください。入力は、「下書き用紙」を参照し、奨学金の給付を受けるあなた自身が入力することになります。生計維持者等に入力を任せることは認められませんので、「下書き用紙」の段階で必要事項を確認しておいてください。スカラネット入力には、「奨学金確認書兼地方税同意書」に記載の「申込 ID」及び「初期パスワード」も必要となります。スカラネットによる入力手順は、「案内」を参照してください。

(7) スカラネット入力完了

入力完了後に表示される受付番号を「下書き用紙」1 ページ目の欄に転記してください。

(8) インターネットによるマイナンバーの提出

スカラネットによる申込完了後に入れるようになるマイナンバー提出用のサイトからマイナンバーを提出します。提出手順は、「案内」を参照してください。

(9) 「奨学金確認書兼地方税同意書」の郵送

インターネットによるマイナンバーの提出完了後 1 週間以内に、大学ではなく、専用の封筒で直接機構に簡易書留で郵送します。郵送の前には必ずコピーを取り、手元に控えを残してください。

○提出期限・初回振込（採用）スケジュール

提出書類に不備がなく、期限までにスカラネット入力が行われた場合は、原則、学生のスカラネット入力の翌月 25 日までに機構へ推薦を行います。期限までに入力が間に合わなかった場合は、推薦時期が後ろ倒しになる場合があります。なお、これはあくまで原則であり年末（12 月）や年度末（3 月）等の場合スケジュールが異なる時期がありますので、予めご了承ください。

各種提出・完了期限			大学による推薦	初回振込日 （採用月）
（5）各種書類 を大学へ提出	（6）スカラネ ット入力	（7）「奨学金確認書兼地方税 同意書」の郵送（ 機構必着 ）		
毎月 20 日まで	毎月末日まで	インターネットによるマイナン	学生のスカラネット入	原則、推薦の

		バーの提出完了後 1 週間以内	力完了の翌月 25 日まで	翌々月 11 日
--	--	-----------------	---------------	----------

○学生センター窓口開放時間

月曜日～金曜日	授業のある期間	8 : 30～12 : 00、13 : 00～19 : 30 ※ただし、17 : 15～19 : 30 は夜間主コース学生の講義に関すること等の専用窓口であり、奨学金担当者は原則不在
	授業のない期間	8 : 30～12 : 00、13 : 00～17 : 15
土曜日・日曜日・祝日・年末年始		閉鎖

※授業のない期間とは、夏季、冬季、春季休業や臨時休業及び定期試験期間のうち夜間主コースの試験のない日などです。

VI. 採用後の手続き

概ね推薦の翌々月に選考結果が判明します。採用者は、決定通知の前にまず初回振込日に奨学金の振込があります（原則、毎月 11 日振込）。不採用の場合又は機構にて審査に時間を要し採用保留状態のときは振込がありません。

採用された場合は、スカラネット入力完了日の属する月分まで遡って支給を開始します。ただし、家計急変の事由が進学前に発生しており、進学後 3 か月以内に申請した場合は、進学した年月から支給を開始します。

その後、機構から採用可否についての書類（奨学生証等）が大学へ到着した際にはメールにて連絡しますので、窓口にて書類を受け取ってください。

その他、採用決定後の概要は「案内」「別冊」を確認してください。採用以降も、電子媒体による毎年手続き、家計急変事由によっては数か月おきの定期的な書類提出等がありますので、本しおり冒頭に記載のとおり、大学からの連絡には、速やかに対応してください。

○授業料等減免結果の通知

・最初の授業料等減免の結果通知は、給付奨学金家計急変採用の決定に伴う書類とともに、書面で交付します。

・既に授業料の口座引き落としが完了していて、給付奨学生に家計急変採用された場合、スカラネット入力完了日の属する月分からの授業料等減免を受けられ、その減免分の金額を還付します。

・まだ授業料を納付されていなかった状態で、給付奨学生に家計急変採用された場合、交付された書面の指示に基づいて対応してください。

・授業料等減免の審査及び授業料等の徴収猶予申請・審査は、每期（前期・後期）行います。每期しおりを作成して案内しますので、家計急変採用以降も、每期必ずその内容を確認してください。